

確定申告および市民税・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場 (Venue), 日程 (Schedule), 受付時間 (Reception Time). Includes venues like わくわく健康プラザ, 東部地域センター, etc.

※夜間相談窓口・休日相談窓口では、電話相談と証明書などの発行は行っていません。
※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

確定申告書は

ご自分で作成して

提出はお早めこ

税務署窓口での27年分申告の相談、申告書の提出、納付期間

27年分の所得税・復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

還付申告は2月15日(月)以前でも提出を受け付けています(土曜・日曜日、祝日を除く)。

消費税・地方消費税の申告と納税は、3月31日(木)までです。

東村山税務署からのお知らせ

○申告書作成会場は2月8日(月)に開設します。2月5日(金)までは常設窓口での対応のため、大変混雑します。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」



「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは「e-Tax(イー・タックス)」

○駐車場は使用できません。車の来署は遠慮ください。
○土曜・日曜日は閉庁日ですが、2月21日(日)・28日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。

詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811へ。
確定申告書の作成

所得税・復興特別所得税の確定申告の手引きや申告書などは、国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp から取得できます。

振り替え納税のご利用
申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。

無料申告相談
東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。

「注意」所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

「注意」所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

「注意」所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課市民税係

(市役所2階) ☎470・7777 (内線2333) へ

申告が必要な方

- (1) 28年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
(2) 給与のほか、地代や家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(27年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください。

国民年金

国民年金保険料の前納について
国民年金では、保険料を前払いすると割り引きになります。

復興特別所得税の計算をお忘れなく

25年～49年の各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

国外財産・財産債務調査書の提出

27年12月31日において、価額の合計額が500万円を超える国外財産を有する方は、「国外財産調査書」を提出する必要があります。

市民税・都民税の申告書が届かない方

申告書は、昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税市民税係へご連絡ください。

申告に必要なもの

申告書・源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費、寄附金控除などの各記入されている、お預かりするだけのもの